

令和4年度 地下歩行ネットワークの機能維持・向上に向けた基礎検討業務 公募型企画競争 提案説明書

1 業務名

令和4年度 地下歩行ネットワークの機能維持・向上に向けた基礎検討業務

2 背景と目的

札幌都心部の地下歩行ネットワークは、札幌駅前通地下歩行空間や地下街、地下鉄コンコース等によって構成されており、回遊性の高い歩行空間や災害時の一時避難機能などの公共的な施設としての役割に加え、沿道接続ビルとも一体となって都心のにぎわいの中心的な役割を担っている。とりわけ、積雪寒冷地である本市においては、冬季における安全で快適な歩行空間として特に重要な役割を果たしている。

一方、地下歩行ネットワークには、建設から数十年経過している施設もあることなどから、安全安心な歩行空間としての機能を将来に渡って持続的に確保していくとともに、都心部において活発化する民間開発とも相まって、都心部の更なる賑わいや回遊性の向上などを図る取組を適時適切に推進していく必要がある。

そこで、本業務は、札幌都心部の地下歩行ネットワークに求められる安全性及び防災性等の機能について、関連する規定や他都市における対応事例等の情報を収集・整理するとともに、今後想定される課題の把握・整理等を行ったうえで、地下歩行ネットワークの各種機能の維持・向上に向けた今後の対応の方向性を検討するものである。

3 業務概要

本業務では、下記の内容を実施する。なお、(1)～(3)の詳細や検討対象とする地下歩行ネットワークの施設については、企画提案等に基づく協議により決定する。

(1) 各種関連規程等の把握、整理

地下歩行ネットワークの安全性及び防災性等に関連する関係法令（建築基準法、消防法等）や基準、ガイドライン等を把握し整理する。

(2) 他都市事例の調査

対応の方向性を検討する参考として、他都市の類似事例を調査し整理する。

(3) 今後想定される課題の把握、整理等

上記(1)、(2)や貸与資料を踏まえて、地下歩行ネットワークにおける安全性及び防災性等を維持・向上していくために想定される課題を把握、整理するとともに、課題に対して考えられる今後の対応策を幅広く検討する。

(4) 打合せ等

打合せ回数は、下記の3回を予定する。

1 業務着手時 2 業務中間時 3 成果品納入時

(5) 業務報告書の作成

検討内容と成果を取りまとめ、業務報告書を作成する。

4 業務規模

11,000千円を上限額とする（消費税及び地方消費税10%を含む）。

※この金額は現時点での予算規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

5 履行期間

契約締結の日から令和5年3月24日（金）まで

6 成果品

(1) 業務報告書：A4版製本（図面等A3） 5部

(2) 業務報告書概要版：A3 2～3枚程度 5部

(2) 電子データ：PDF及びWord、Excel、PowerPoint等作業可能な形式

7 参加資格

(1) 札幌市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 公募開始日から契約締結日までの期間に、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き又は再生手続きの開始の申し立てがなされている者でないこと。

(5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされている者でないこと。

8 企画提案を求める項目

(1) 本業務に取り組む上での視点等について

札幌都心の現状や近年の社会経済動向等を踏まえ、地下歩行ネットワークにおける安全性及び防災性等を維持・向上していくうえでの総合的な視点や本業務の対象とする施設、特に留意すべき点等について提案すること。なお、業務の対象とする施設については、建設年次や賑わい・回遊性向上等の視点で優先的に検討すべき施設を提案すること。

(2) 各種関連規程等の把握、整理について

地下歩行ネットワークの安全性及び防災性等に関連する関係法令（建築基準法、消防法等）や基準、ガイドライン等を把握・整理するにあたり、対象とする規定や重視する視点について提案すること。

- (3) 他都市事例の調査について
他都市事例の調査にあたり、本市施設との類似性や先進性等を踏まえて、調査対象とする事例を提案すること。
- (4) 今後想定される課題の把握・整理等について
今後想定される課題の把握・整理等にあたり、把握する項目及び手法、重視する視点や考え方を提案すること。なお、本業務においては、施設管理者との協議や許可を要する現地調査は実施しない。
- (5) 過去の類似・関連業務実績及び業務の執行体制について
本業務に活かすことができると考える類似業務の実績と、その活かし方を提案すること。また、本業務の執行体制について、提案すること。
- (6) 独自提案事項
本業務を実施するにあたり、提案者が必要、効果的と考える独自提案があれば提案すること。

9 申込方法

(1) 提出物

正本は、以下のア～カの構成で一式とし、1部提出すること。(提出にあたっては、一式を左肩一箇所でホチキス留めすること。)

副本は、以下のイ～オの構成で一式とし、10部提出すること。(提出にあたっては、一式をゼムクリップで留めること。ホチキスは使用しないこと。)

なお、いずれの場合も特別な製本、折込等はしないこと。また、用紙の規格、枚数、様式等は厳守すること。

- ア 参加意向申出書(A4 縦、1枚、様式1)
- イ 業務従事者一覧(A4 縦、片面印刷、必要枚数、様式2)
- ウ 類似業務等実績一覧(A4 縦、片面印刷、必要枚数、様式3)
- エ 業務体制の概要及び実施方法(A4、片面印刷、必要枚数、様式4)
- オ 企画提案書(A3 横、片面印刷、2枚以内、様式自由)
- カ 業務費内訳書(積算書)(A4 縦、片面印刷、必要枚数、様式自由)

(2) 提出方法及び提出先

郵送又は持参にて以下に提出すること。

060-8611 北海道札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市役所 まちづくり政策局 政策企画部 都心まちづくり推進室 都心まちづくり課(5階南側)

(3) 提出期限

令和5年1月13日(金) 17:15【必着】

(4) 提出書類の入手方法

様式については、札幌市公式ホームページにてワードデータが取得可能であるとともに、提出先である札幌市 まちづくり政策局 政策企画部 都心まちづくり推進室 都心まちづくり課でも配布する。

【札幌市公式ホームページ】

<https://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/keiyaku/keiyaku.html>

(5) 提出書類の記載にあたっての注意事項

記載にあたっては、以下の事項に留意すること。

ア 業務従事者一覧について

(ア) 今回の業務を受託する場合に、実務に携わる者を記載すること。

(イ) 委託の相手方として選定された場合、業務を進めるにあたって他の会社（者）の協力が予定されている場合についても記載すること。

(ウ) 本業務について全般的かつ総合的な役割を担う総括責任者1名を明記すること。

(エ) 業務実施中、札幌市との打合せ等の際に常に参加するなど札幌市との窓口となる実務従事者の氏名の後ろには（○）を付けること。

イ 類似・関連業務等実績一覧について

都市計画等の調査業務や都心のまちづくり活動など、本業務に活かすことができると考える類似・関連業務の実績について差し支えない範囲で具体的に記載すること。なお、これまでの実績で特筆すべきものがあれば企画提案書に詳細に記載してもよい。ただし、その場合も企画提案書の枚数の追加は認めない。

ウ 企画提案書について

(ア) 企画提案は具体性をもって、簡潔かつ明瞭に記載すること。

(イ) 提出された企画提案書等は返却しない。

(6) 参考資料

ア 「都心まちづくりの今日的動向等に関する調査・研究業務」報告書（令和3年度）

https://www.city.sapporo.jp/somu/machikiso/seika_r03.html

イ 札幌の都市交通データブック 2021

<https://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/kotsutaikei/index.html>

10 質疑

(1) 質問方法

質問がある場合は、質問受付期間内に、所定の質問書（様式5）に質問の要旨を簡潔に記入し、札幌市まちづくり政策局都心まちづくり推進室宛にFAX又は電子メールで送信すること。

電子メールのタイトルは「令和4年度 地下歩行ネットワークの機能維持・向上に向けた基礎検討業務質問書」とし、令和5年1月10日（火）12:00まで受け付けるものとする。

FAX：011-218-5112

送付先電子メールアドレス：ki.downtown@city.sapporo.jp

(2) 質問に対する回答

回答は電子メールにて行う。また、公平を期すため、公開する必要があると認める場合は、質問と回答の要旨をホームページにて公開する。

11 選定方法について

企画提案は、札幌市の関係部局の職員などからなる「令和4年度 地下歩行ネットワークの機能維持・向上に向けた基礎検討業務」企画競争実施委員会（以下、「実施委員会」という。）において、後述「12 評価基準」により(1)、(2)のとおり審査を行い、最も優れた企画提案者を選定する。

(1) 一次審査

ア 提出書類による書類審査を行う。

イ 一次審査通過の企画提案は、総合的に評価を行い3件程度とする。

ウ 一次審査の結果は、確定後直ちに企画提案者全員に文書で通知する。

エ 応募件数が3件程度以下の場合は一次審査を省略する。この場合は、提出者全員に別途連絡する。

(2) 最終審査

ア 一次審査を通過した企画提案に対し、ヒアリングを実施する。

イ 出席者は総括責任者を含む最大3名までとする。

ウ ヒアリングは1者25分（説明15分、質疑10分）を想定し、順次個別に行う。

エ ヒアリングの詳細については、別途通知する。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ、ヒアリングをリモートで実施する可能性があるため、留意すること。

オ ヒアリングの結果は、速やかに企画提案者全員に対し、文書により通知する。

(3) 契約の相手方について

ア 契約の相手方は、上記審査によって選定された者との間で、随意契約により行うことを原則とする。その手続きについては、札幌市契約規則による。

イ 選定された者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

ウ 企画提案にあたり、虚偽の記載など不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方としない場合がある。

エ 契約候補者が提案書類に記載した事項の変更は、原則として認めない。

(4) 審査スケジュール（予定）

ア 一次審査（書類審査） 令和5年1月16日（月）

イ 最終審査（ヒアリング） 令和5年1月19日（木）

※上記スケジュールは変更となる場合がある。

12 評価基準

(1) 審査は下表に示す審査項目による総合点数方式とし、満点の6割を最低基準点と定める。

- (2) 一次審査においては、最低基準点以上の者のうち、委員会委員の評価の合計点数が高い順に通過者を決定する。
- (3) 最終審査においては、一次審査の結果は持ち越さないものとし、最低基準点以上の者のうち、実施委員会委員の評価の合計点数が最も高い提案者を契約候補者とする。合計得点が同点となった場合は、評価の視点(1)及び(4)の合計点数が高かった企画提案に決定し、それでもなお同点となる場合は、実施委員会の協議により決定する。
- (4) 企画提案への参加者が1社(者)となった場合は、合計点数が最低基準点に満たない場合は不採択とする。

評価の視点	配点
<p>(1) 本業務全般について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本業務に取り組む上での総合的な視点が、札幌都心の現状や近年の社会経済動向等を適切に踏まえたものとなっているか。 ・本業務の対象とする施設や特に留意すべき点が、本業務の趣旨を理解しており、地下歩行ネットワークにおける安全性及び防災性等の維持・向上という観点から効果的・効率的なものとなっているか。 	20
<p>(2) 各種関連規程等の把握、整理について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種関連規程等の把握、整理にあたり、対象とする規定や重視する視点が有効な提案になっているか。 	10
<p>(3) 他都市事例の調査について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他都市事例の調査対象にあたり、本市施設との類似性、先進性等を踏まえて、効果的な調査対象となっているか。 	10
<p>(4) 今後想定される課題の把握・整理等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後想定される課題の把握・整理等にあたり、把握する項目及び手法、重視する視点や考え方が有効なものとなっているか。 	30
<p>(5) 過去の類似・関連業務実績及び業務の執行体制について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去の類似・関連業務実績及びその活かし方が、業務全体を効果的かつ円滑に進められると判断できる十分なものであるか。 ・業務全体を円滑に進められる執行体制の提案となっているか。 	20
<p>(6) 独自提案事項について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務の目的を達成するにあたり、独自性があり、有効な提案となっているか。 	10
合計	100

13 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をし、その他不正の行為をした者
- (2) 本要領に定める手続以外の手法により、選定委員会の委員及び市職員から助言、援助その他審査の公平を疑われるような行為を受けた者又は当該行為を求めた者
- (3) 本プロポーザルの手続期間中に指名停止を受けた者
- (4) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本要領及び各様式の留意事項に適合しなかった者
- (5) 審査の公平性を害する行為を行った者
- (6) その他、本要領等に定める手続、方法等を遵守しない者

14 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用については参加者及び提案者の負担とする。
- (2) 提出書類の著作権は、各提案者に帰属する。
- (3) 提出書類は、原則として公開しない。ただし、本プロポーザルの実施に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする。(複製を含む。)
- (4) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加は認めない。
- (5) 業務従事者一覧に記載された総括責任者は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、変更することができない。
- (6) 入選者は、その後の委託業務の遂行に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする。(複製の作成を含む。)
- (7) 札幌市が提供した資料は、札幌市の了解なく公表、使用することができない。
- (8) 本業務に係るデザイン、意匠、著作権及び業務に付随して発生する全ての権利は札幌市に帰属し、本市の許可なく無断で使用、情報提供等を行うことを禁ずる。また、本業務に関連して得られた個人及び企業情報等の全てについて、本市及び当該個人並びに当該企業の代表者の許可なく第三者に情報提供あるいは情報を漏らすことを禁ずる。

15 問い合わせ先

〒060 - 8611 札幌市中央区北1条西2丁目（札幌市役所5階）

札幌市 まちづくり政策局 政策企画部 都心まちづくり推進室 都心まちづくり課

担当：渡部 TEL：011-211-2692 FAX：011-218-5112